

## 令和8年度

# 農業労働賃金・機械利用料金標準表

＝令和8年4月1日から適用＝

### 農業労働賃金

作業名	単位	賃金	備考
農作業一般	1時間	1,050円	◆標準賃金は男女の格差はつけない。 ◆標準賃金であり、作業内容の難易度によって <b>双方協議のうえ決定</b> してください。
果樹作業一般	1時間	1,050円	
果樹収穫（さくらんぼ収穫基準）	1時間	1,100円	
果樹剪定	1時間	1,700円	

### 機械利用料金

作業名	単位	料金	備考	
乾田耕うん（荒おこし）	10a	8,900円	◆機械利用組合への委託の場合は、委託する <b>組合協定料金</b> による。 ◆耕地の遠近や分散、全作業の難易度等の考慮については <b>双方の話し合い</b> による。 ◆バインダー刈取はひも付き・刈り倒しのみとする。 ◆ハーベスタ脱穀は補助作業員を除く。	
くれぎり（二番耕）	10a	4,400円		
乾田代かき	10a	7,000円		
畑耕うん	10a	8,500円		
機械田植	10a	8,000円		
バインダー刈取	10a	10,400円		
ハーベスタ脱穀	10a	11,300円		
コンバイン刈取	10a	22,500円		
乾燥料 （粳摺り料込）	生粳	60kg		2,100円
	半乾	60kg		1,800円
粳摺り	60kg	850円		
くろぬり（片面）	1m	60円		

農作業中の事故に備え、傷害保険等に参加しましょう。  
（保険料は別途双方協議のこと）

田畑の貸借など、農地については  
地元の農業委員や農地利用最適化推進委員、  
農業委員会事務局にお気軽にご相談ください。